

ケアホーム利用者の地域生活に おける自己決定について



社会福祉法人 愛護会

地域生活援助センター

サービス管理責任者 千葉克任

1、研究テーマ

『ケアホーム利用者の地域生活における自己決定について』

2、テーマ設定の理由

障がい者の福祉政策は措置制度から支援費制度へと変わり、そして平成18年には障害者自立支援法が施行され、障がい者の福祉政策は障がい者が自ら選択できる時代へと移り変わってきた。そして現在、障害者自立支援法の廃止が明言され、平成25年4月からは障害者総合支援法が施行され、今後ますます自己決定と自立が重要になってくる。

今、私たちが生活を送る上で、常に何かしらの『選択』と『決定』が行われており、障がい者も同様のことが言える。しかし、簡単に自己決定といっても利用するサービスの決定から好きな食べ物を選ぶといった日常生活を送る中でのものまで非常に幅広いものがある。

私自身これまで入所施設の職員として障がい者の支援を行ってきた。現在は地域生活援助センターに勤務し共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）（以下GH・CH）の利用者が地域社会で生活していくための支援を行っている。

日本国憲法第13条では個人の尊重と幸福追求の権利がうたわれており、障害者・児施設のサービス共通評価基準の基本的な考え方にも『自己選択』や『自己決定』の尊重が明言されている。このように、障がい者福祉の世界では利用者の『自己決定』を尊重することは支援者の基本的姿勢であると考えられている。

障がい者支援に携わる者として、『選択』と『自己決定』は本人の責任だけのものではなく、かといって支援者だけのものでもなく、相互の関係のものであると考えて支援を行ってきた。エンパワメントの視点から考えても『自己決定』は障がい者支援に欠かせないものであるが、障がい者自らが選択したものが本人にとって良い結果に繋がらないというケースも少なからずある。

そんな状況の中で利用者自身が満足する地域生活を継続していくためには、どのような視点で自己決定への支援を行っていけば良いかを考えるため今回のテーマを設定した。

3、研究のねらい

GH・CHの利用者が重要な選択をしなければいけない時は数多くある。物事を決定するまでには多くの選択肢があり、多様な選択肢と選択する機会があってこそ初めて決定することができる。

本人が『自分で選択した』という満足感と、目標に到達したという満足感を

得るにはどのような関わりが必要か、社会福祉援助技術としての『自己決定』の支援方法を考えていく。

4、研究の仮説

- ・利用者自身が重要な選択をしなければならない時、支援者が選択肢を用意し、そこから予想される結果を伝えることで自己決定がうまくいくのではないか。
- ・選択肢を提示する上で、メリットやデメリットをわかりやすく伝えることで自己決定がうまくいくのではないか。

5、研究の内容と方法

1) 「選択」と「自己決定」に必要な支援方法を探る

- ①具体的なアドバイスや方法を伝える。
- ②口頭や書面で説明を行う。
- ③選択肢を用意する。
- ④本人の参加。
- ⑤本人と支援者が1対1で話し合える環境を整える。

6、研究実践

《金銭面に問題を抱えた利用者への支援》

◆S・Sさん（男性：43歳、知的障害、療育手帳B、

IQ=39、障害程度区分3）

1) 状況

一般就労をしているが金銭の出費が多く預貯金が底をつきそうな状態である。主な出費の理由としては、

- ①欲しい物があると我慢できずにすぐ購入してしまう。
- ②自分の思い通りに物事が運ばないと興奮して物を壊してしまい、すぐに変わりの物を購入する。
- ③携帯電話を所持しているが、非常に利用の頻度が高く、また、月額サイトの契約料が多い。
- ④母親への依存度が高く、困った時には金銭的な援助をしてもらえるという思いがある。という点にあった。

2) 支援方法及び支援経過

出費が多く預貯金が減ってしまい、利用者自治会の行事や旅行への参加も見合わせなければやりくりが困難な状況となった。そのため本人に現在の状況を

理解してもらうために2つの方法をとることとした。

①まずは口頭で説明を行う。

本人・世話人・サービス管理責任者で話し合いを持つ機会を作り、現在と同様の出費が続けば数年で預貯金を全て使い切ってしまうことを口頭で本人に説明した。しかし、本人は「お金を貯めるから大丈夫」と話し、収入より出費の方が多いという現状を理解するのは困難な様子であった。

②紙面にて説明する。

本人に現在の状況を理解してもらうため、年金と給与を合わせた月の収入と、家賃や食費等の生活費と小遣いの内訳、携帯電話の利用料等すべてを合わせた収支を紙に書きだして説明を行った。

いきなり貯金を増やすことは困難であると思われるため、まずは貯金を減らさないことから始めることとした。

支出の多くを携帯電話の利用料が占めていたため、支援者から貯金がマイナスにならない方法として、

①携帯電話を解約する。

②携帯電話の料金プランを変更する。もしくはリミットをかける。

③携帯電話はそのまま所持し、小遣いを現在の半分程に減らす。

という方法を提案した。本人は携帯電話を所持したいという強い希望があったため、③の小遣いを減らすという方法を選択する。

その後、地上波デジタル放送への完全移行の時点でデジタル放送対応のテレビを購入したいとの目標ができた。小遣いを減らすという方法だけではテレビを購入するためのお金を捻出することは困難であったため、給料の半分以上を占めていた携帯電話の利用料金を減らすこととし、携帯電話の料金プランを変更することとした。

3) 結果

自由にお金を使える状況ではなく、我慢しなければいけない状況も多いため、月に1~2回程興奮することはみられるものの、毎日のように興奮やパニックを繰り返していた事を考えるとその回数は少なくなった。

理由として、支援員・世話人とともに話し合う時間を設け、意識や支援方法を統一したものとしたため、世話人の対応にもぶれがなくなり、しっかりと本人への支援や言葉がけができるようになったことが大きかったと思われる。本人も一方的に我慢を強いられるのではなく、節約する方法を自分で選んだこともあってか出費を控えることができるようになり、以前と比べて必要な物、そうでない物を自分なりに判断するようになった。また、日々のお金を節約することで以前のように自分の欲しい物を購入でき、楽しみの部分に使うことがで

きるようになった。

支援者としては単純に携帯電話の解約を節約の方法として望んでいたが、結果として本人が望むコミュニケーションツールを奪うことにならず、そのことも精神的な安定を保つことができている理由の1つとして考えられる。

《一般企業への再就職を目指す利用者への支援》

◆A・Mさん（女性：26歳、知的障害、療育手帳B、

IQ=56、障害程度区分3）

1) 状況

市内の小売店に就職していたが、人間関係の不满を理由に自己退職した。すぐに求職活動を開始するが、自分が就きたい仕事へのイメージを持つことは困難な様子が窺えた。そのため、自分ができそうな仕事の求人があるとすぐに応募を希望し、条件や仕事内容はさほど考慮しないというような状態であった。

2) 支援方法及び支援経過

職業安定所に通い、いくつかの求人の中から本人が飲食店の野菜切りの仕事と、家電量販店の荷受け作業の求人を選択し、応募してみたいとの相談があった。職業安定所にて詳細を確認し、本人が希望した家電量販店の荷受けの求人に応募することとした。支援者としては力仕事であることと、簡単なものではあるがパソコンを使用するの伝票整理があるという点で難しいのではないかと感じたが、本人からは「大丈夫、できる。」との返答であったため、面接を受けてみることにした。

家電量販店から面接の日取りの連絡待ちをしている中、障害者就業・生活支援センターから清掃業務の求人が出たとの情報があった。仕事内容や時間帯等を考慮し、支援者としてはこちらの方が本人には合っていると判断したため、清掃業務の求人があることを本人に伝えた。金銭面だけであれば荷受け作業の方が良かったが、勤務時間や仕事内容、度々体調を崩すことを考慮すると清掃業務の方が良いのではないかと提案をした。その結果、本人から清掃業務の面接を受けるとの返答があったため、家電量販店の方には断りの連絡を入れることにした。

面接の結果採用となり、トライアル雇用制度を利用して雇用していただくこととなった。体調不良で仕事を休む日が数日あったものの、勤務態度への評価は良好で、大きな問題はなく勤めることができた。

トライアル雇用期間が終了し、正式採用への面接を行うこととなった。会社側から正式採用となれば現在の業務だけでなく、清掃箇所が増えること、勤務ローテーションが変更になることを伝えられる。面接に臨む前までは、「続けて

働きたい。」と話していたが、現在の仕事以上のことを行うのは困難と考えた様子で、「続けたい」との返答をすることができなかった。

本人に努力してみることはできないか尋ねるが、「できない。」との返答であった。「どこまでであればできるのか」という会社からの問いかけがあったため、自分ができると思ったことをそのまま伝えるよう促した。本人からは「実習でやってきた仕事の内容であればやっていける」との話しであった。会社との協議の結果現在の仕事を完璧にこなすということを条件に正式雇用していただけることとなった。

3) 結果

就職した会社は初めに本人が『選択』した会社ではなかったが、結果的に正式雇用につながることを考えれば、支援者から別の求人を持ちかけたこと、そして本人がそれを『選択』したことは支援者とすれば良かったと思う。

本人はすぐに就職したいという思いから、これまで経験したことがない仕事であってもできるという考えを持っていた。どちらの会社を選択したとしても、職員が介入して仕事を選択する際の判断基準を伝える必要があった。そのことで仕事を選ぶ基準としては金銭面だけではなく、具体的な仕事内容や時間等も判断しなければいけないということを理解することができたと思われる。

いざ正式雇用となった際に、支援者としては努力を促し継続して勤めるよう勧めたわけだが、そのまま努力を促していたら早い段階で本人が音を上げていたかもしれない。本人の状況をはっきりと伝えることで会社側にも本人を理解してもらうことができた。利用者自身も自分の意思を伝えることで雇用継続となり、自信を持つことができたと思われる。支援者としても、本人の頑張り期待するだけでなく、本人を理解してもらおうということが雇用の継続につながることもあるということを改めて考えさせられた事例であった。

《一般企業での雇用の継続を目指す利用者への支援》

◆A・Yさん（女性：46歳、知的障害、療育手帳B、

IQ=53、障害程度区分3）

1) 状況

これまでいくつかの一般企業への就労経験がある。現在は離職中であるが、今後も一般企業への就職を希望されており職業安定所に通い求職活動を行っている。

2) 支援方法及び支援経過

障害者就業・生活支援センターより清掃業務の求人が出ているとの情報があ

った。本人に確認したところ、経験はないがやってみるとのことで求人に応募し、面接の結果期限付きではあるが採用となった。

入職して1ヶ月程経過したところで、おおまかな流れは理解しているが、手順を忘れてしまうことが多いと会社側から相談があった。会社側としてはジョブコーチ制度利用の希望があったため、本人にジョブコーチを付けるかどうか確認を行った。本人からは「つけない。会社の担当者だけで良い。」との回答であったため、その時点ではジョブコーチの導入は見送ることとした。その後も会社が求めるような実績があげられず、担当者のみで本人に仕事を教えることは困難であるとの相談を受けたため、本人に了承してもらった形でジョブコーチを利用することとなる。しかし、ジョブコーチの支援に対して心を開かず、業務内容にも変化はみられなかった。その事に加えて、ジョブコーチに対して「挨拶ができない」「話しかけに対しても返事をしない」等の問題が浮上してきた。

当職が本人のCHを訪問し、就労への意欲や継続した雇用への希望を聞いたところ、「今のまま働きたい。」とのことであった。本人にこのまま継続して働くには、

- ①仕事をするための基本である挨拶や返事をする必要があること。
- ②ジョブコーチの人の助言を聞く必要があること。

以上の2点を行っていかねばいけないことを伝えると、本人は「わかりました。」と話し、今後は努力していく姿勢を表した。

しかし、その後も会社やジョブコーチからは変化がみられないとの相談が続く、会社からは後1ヶ月で態度が改善されなければ契約の更新はないとの話しを受ける。

本人には最後のチャンスということで話しをし、改善されなければ契約の更新がないことも伝えたが、その後も本人の勤務態度は変わることはなかった。会社側から以前よりも改善がみられてきたという話しがあったのが退職の2週間程前であり、その時にはすでに遅く雇用期間の更新はなく期間満了で退職となった。

3) 結果

本人としてはジョブコーチからの助言を受けている間も清掃はできているという思いと、担当者以外の人間の助言は受け入れたくないという思いがあった。事業所としては現在の本人の仕事内容では不十分という考えであったが、どうしても本人はそのことを受け入れることができなかった。

支援者として職場訪問やケアホームを訪問し本人に助言を繰り返したが、支援者やジョブコーチの助言を受け入れることが、結果的に本人が望む雇用の継

続であり、収入の安定に繋がるというところまでの理解を得ることができなかった。本人は働きたいという気持ちはあるが、働くということがイコール与えられた仕事を遂行するという事に直結することは難しかった。本人の働きたいという思いと支援者の、継続して働いてほしいという思いに加えて、期間内での改善が求められていたことから、やらなければいけないことを本人に伝えることに終始してしまっていた。

後になって思ったことではあるが、最初にジョブコーチの依頼があった際に本人の『選択』を尊重しジョブコーチの支援を見送ったが、その段階で利用開始するような形で支援を展開することが適切だったのではないか。あるいはもっと早い段階でジョブコーチの導入を考えることが適切だったのではないかという点が反省としてあげられる。

退職した後で、継続とならなかったことについて本人に確認してみたところ、悔しかったという思いはあるようだが、次に就きたい仕事の中に清掃が加わったことを考えると自信には繋がったようであった。現在 A・Y さんは失業給付をもらいながら就職活動を行っており、前回の反省を活かしながら就労継続支援 A 型の事業所への実習を行っている。

今回のケースでは、仕事の内容や本人の能力だけで可能な仕事かどうかを判断するのではなく、本人の性格やサポートのタイミングを見極めての支援が必要であったと考えさせられる事例であった。

7、研究の結果と考察

今回の研究を通して見えてきたものは、経験がない状態で決定し物事を進めていくことは困難だということである。お金がなく生活することができないという状況や、今まで経験のない職種に就職するという事について、本人は想像することができなかったと考える。そこに支援者のサポートが入り選択肢を提供することによって抱えていた問題を解決することができた。

また、メリットとデメリットの両方を伝えたことによって、それぞれの選択肢を比較することができ、利用者が選択肢を選ぶ基準とすることができた。その結果、最初に自分が考えていたものと違ったものを選択したとしても、本人が望む結果に繋がったことを考えると支援者側からの選択肢の提示も利用者にとって価値あるものであった。

しかし、金銭の問題に関しては結果的には預貯金を維持したまま地域での生活を送ることができているが、もっと早い段階での支援が適切ではなかったか。また、就職の問題にしても、仕事の手順だけでなく、ジョブコーチとの関係性を築くための支援を行うこともできたと考える。その点から利用者はいつ支援を必要とするか、どれぐらいの支援が必要かを見極めていくことが必要であっ

たと考える。

利用者が選択する場面において何を選ぶかというのは自由である。しかし、そこに支援者がサポートに入ることによって選択肢が増え、新たな価値観も見出すことができた。今回のケースでも利用者自身が選択し行動したことによって自らが期待する結果を得ることができ、また目標を達成するだけの力を自分が持っていると感じ自信に繋がることができたと思う。

新井愛子氏は著書の中で障がい者の自己実現とは、「QOL、自己決定、エンパワメントが保障され、人間の尊厳が守られ、さらにそれらが社会的に承認された上で、関係者との共同関係の中で自らの能力を最大限発揮すること。」と述べている。このことから、障がい者の支援を行っていくうえで、今回の研究のテーマであった『自己決定』が重要であると感じた。

8、今後の課題

自分で選択し決定するという事は障がい者にとってのものだけでなく、私たち人間が日常生活を行っていく上で、ごくあたりまえの行為である。そして、私たちは何かを決定する時には友人や親に相談（インフォーマルケア）をしたり、時には専門家に相談（フォーマルケア）したりということがある。利用者にとって専門家が支援者であるといえる。セルフケア、フォーマルケア、インフォーマルケアのバランスが上手くとることができていれば利用者は安定した生活を送ることができる。しかし、そのバランスが崩れてしまった利用者は問題を抱え、支援をしていく上で困難なケースとなってしまう。支援者は利用者とのやりとりの中でセルフケア、インフォーマルケア、フォーマルケアのバランスを保てるような支援を心がけていく必要がある。

今回の支援は、障害者就業・生活支援センターやジョブコーチといった他職種との連携の元に成り立っていた。支援者が自分ひとりで解決できることは限られており、自分の力では問題を解決できないこともある。その時には他の職種や専門家に相談するという選択肢を提供することも必要である。そしてそのことを実現させるためには日頃から他の専門職と知り合う機会を大切に、関係を築いていく必要があると感じた。

利用者の自己決定に関わる支援を行っていく上で、自己決定が利用者主体であることはもちろんであるが、少なからず支援者がその決定を支えている。また、支援者が利用者の自己決定をサポートする際には支援者の価値観が大きく反映されることもある。利用者に多様な選択肢を提供するためには、私たち支援者も選択肢を増やす必要がある。そのために多くの経験を重ねるとともに対利用者への援助技術を習得していく必要があると感じた。

参考文献、引用文献

- ・名古屋女子大学紀要「知的障害を持つ人の自己決定」 (インターネット)
- ・久田則夫「施設職員実践マニュアル インフォームドコンセントにもとづいた利用者主体の援助プログラムの勧め」学苑社
- ・新井愛子「障害者福祉の援助観 自己決定を支える関係性」筒井書房